

「知的財産推進計画 2014」の策定に向けた意見

法人・団体名： 一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産権委員会

**** 「知的財産推進計画 2014」の策定に向けた意見****

■ 別紙 1 「営業秘密タスクフォース報告書」についての意見

営業秘密保護の総合的な強化を目指して、以下の観点から日本版バイ・ドール規定の更なる浸透と定着の支援をお願いしたい。

- ・ 企業の産業競争力を強化すべく制定された日本版バイ・ドール規定（産業技術力強化法第 19 条）は、立法当時は制定趣旨を全うし、官公庁からの委託研究開発およびソフトウェア請負開発に係る知財権はベンダーに帰属していた。
- ・ しかし、近時では、一般競争入札によるベンダーロックインを回避するとの事情で、受注企業は契約の度に官公庁から知財権の譲渡や営業秘密・技術情報等を第三者へ開示することを求められる事例が増加傾向にあり、日本版バイ・ドール規定の制定趣旨の没却および企業の営業秘密・技術情報の保護が軽視されていると言わざるを得ない。
- ・ 企業の競争力の源である知的財産権や営業秘密・技術情報が、官公庁の国際的な一般競争入札を通じて、受注先(海外企業を含む)に渡ることになれば、日本企業の競争力および我が国の産業競争力を大きく損なうことになる。
- ・ 上記の理由から、知財権をベンダーに帰属させ、営業秘密・技術情報を保護することで、産業力強化を促進する必要があるのではないかと。

■ 別紙 4 「音楽産業の国際展開に関するタスクフォース」についての意見

当協会は、クラウドサービスや情報活用サービス等の新規ビジネスに向けた環境整備の必要性について昨年より意見を申し上げてきたが、「別紙 4」はこの点との関わりがあると思われるため、下記の意見を申し上げます。

「別紙 4」の「我が国の音楽産業の国際展開に向けて」において、p.1 で「これまで我が国が国際競争力の中心としてきた製造業の技術的優位性だけでは勝てず、ブランド力、システム力での優位性を確保しなければならなくなっている」、また、p.2 で、「知的財産戦略本部では 2013 年 10 月に・・・コンテンツ分野間及び他の製造業等とコンテンツとの連携を促進すること、等が今後取り組むべき課題として示され」ている。さらに、p.26 の図では「期待される波及効果」として「製造業」が一例として挙げられ、また、「製品の技術

面での差別化が困難となっている中では、音楽はじめコンテンツへの支持が製品差別化の重要な要素であり」(太字及び下線は当協会)と指摘している。

我が国では経済成長性の向上が望まれるところ、「別紙 4」はコンテンツ産業の成長に焦点が絞られているようにも見受けられるが、我が国のソフトパワーを世界に発信し、より一層のコンテンツ産業の成長を促していくために、我が国のハードウェア（GDP に占める家電業界の売上規模は約 60 兆円）の競争優位性を確保し、それを活用することは極めて重要であり、ハードウェアとコンテンツの連携を図ることにより、より一層の経済成長につながるという視点での政策検討も必要と考える。

具体的には、デジタル・ネットワーク環境の発達に対応した法制度等の整備が必要であり、とりわけクラウドサービスやメディア変換等の新規ビジネスがやりやすい環境整備が急務である。それらの環境整備によって音楽等のコンテンツの成長性も向上するとともに、製造業の経済成長性も大きく牽引していき、国全体の成長というような好循環がもたらされるものとする。

なお、この典型例が韓国である。韓国政府の他の産業との連携・波及効果も視野に入れたコンテンツ振興策によって、韓国コンテンツのみならず製造業のサムソンも経済成長した。サムソンが韓国経済にもたらした経済効果は多大であり、コンテンツ振興策によって製造業としての経済成長性が実現した好例である。

したがって、コンテンツを中心としたソフトパワーの強化と海外展開促進のためにも、ハードウェアの優位性確保とコンテンツとの連携促進の視点から、クラウドサービスやメディア変換等の新規ビジネスがやりやすい環境整備について早急な検討をしていただきたい。

以上